平成２３年（フ）第１２９３９号
東京都北区西が丘２丁目14―１―103
債務者　山本　幸博
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９４３号
千葉県千葉市稲毛区あやめ台２―９―401
森田速人方、住民票上の住所東京都品川区八潮５丁目３―11―506
債務者　森田紀美子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９４６号
東京都足立区千住東２丁目18―14
債務者　折原　賢一
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９４７号
東京都江戸川区鹿骨３丁目13―14―202
債務者　椎名　君枝
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９４９号
東京都豊島区西巣鴨１丁目17―８―201
債務者　山田　和子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９５８号
東京都大田区西糀谷４丁目29―２―102
債務者　東郷　俊寛
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９６０号
東京都練馬区大泉学園町７丁目19―45―102
債務者　富澤　和男
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９６３号
東京都板橋区幸町45―13―508
債務者　早川九二男
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９６８号
東京都江東区北砂６丁目19―21―102
債務者　茂手木輝美（旧姓半谷）
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９７０号
東京都江東区三好４丁目８―14―201
債務者　小野カンタこと　オノカンタ
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９８１号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜４丁目８―26
債務者　藤間　孝夫
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９９８号
東京都江戸川区平井３丁目４－６―312
債務者　奈良　正良
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２６３号
神奈川県藤沢市高倉999番地の２　パンシオン長後Ｎｏ．２―103
債務者　杉山　尚登
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部